

議第43号

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部を
改正する条例の制定について

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部を
改正する条例

京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

京都市障害福祉サービス事業所，障害者支援施設及び身体障害者
福祉センター条例

第1条第1項中「及び障害者支援施設」を「，障害者支援施設」に改め，
「障害者支援施設をいう。以下同じ。）」の右に「及び身体障害者福祉セン
ター（身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センターをいう。
以下同じ。）」を加え，同条に次の1項を加える。

4 身体障害者福祉センターの名称及び位置は，次のとおりとする。

名 称 京都市みぶ身体障害者福祉会館

位 置 京都市中京区壬生坊城町19番地の4

第2条第1項各号列記以外の部分中「京都市みぶ身体障害者福祉会館，」
を削り，同項第2号中「身体障害者福祉法第31条に規定する」を削り，同条
に次の1項を加える。

3 身体障害者福祉センターにあっては，次に掲げる事業を行う。

- (1) 各種の相談, 指導及び啓発並びに各種の会合等に必要な便宜の提供
- (2) 前号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業

第4条の見出し中「開所時間」を「障害福祉サービス事業所の開所時間」に改め, 同条第2項中「休日」の右に「(以下「休日」という。)」を加える。

第9条を第10条とし, 第8条を第9条とする。

第7条第1項中「施設等」を「障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設」に, 「第5条第1項第2号」を「第6条第1項第2号」に改め, 同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「施設等」を「障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設」に改め, 同条第2項各号列記以外の部分中「第2条第1項第2号」の右に「及び第3項第1号」を加え, 「京都市みぶ身体障害者福祉会館,」を削り, 「及び京都市洛南身体障害者福祉会館」を「, 京都市洛南身体障害者福祉会館及び身体障害者福祉センター」に改め, 同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(身体障害者福祉センターの開所時間及び休所日)

第5条 身体障害者福祉センターの開所時間は, 午後1時から午後9時までとする。

2 身体障害者福祉センターの休所日は, 月曜日(月曜日が休日に当たるときは, その翌々日)並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず, 指定管理者は, 必要があると認めるときは, 市長の承認を得て, 開所時間及び休所日を変更することができる。

別表第1中「第1条及び第5条関係」を「第1条及び第6条関係」に改め, 同表京都市みぶ身体障害者福祉会館の項, 京都市みぶ学園の項及び京都市み

ぶ障害者授産所の項を削る。

別表第2中「第1条及び第5条関係」を「第1条及び第6条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の告示その他指定管理者に身体障害者福祉センターの管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(関係条例の一部改正)

- 3 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「及び障害者支援施設」を「、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター」に改める。

提案理由

京都市みぶ身体障害者福祉会館、京都市みぶ学園及び京都市みぶ障害者授産所において実施している障害福祉サービス事業を民間事業者に移管することに伴い、障害福祉サービス事業所に関し必要な措置を講じる等の必要があるので提案する。